

令和4年度森林情報士登録更新のご案内

平成30年度に森林情報士の新規登録又は登録更新をされた皆様の有効期限が令和5年3月31日で切れますので、令和5年4月1日付けで更新手続きを行います。

別紙「森林情報士登録更新の手引き」を参考にして、期日までに申請されますよう、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 登録更新の基準

森林情報士として必要な知識や技術を維持しつつ、それらを生かして引き続き社会に貢献していくことを明らかにするため、更新前5年間の継続的な学習の取り組みを、自主申告でして頂きます。

森林情報士登録更新申請書（様式4）表面の「⑤登録更新申請要件」欄と申請書裏面の該当欄にチェックを入れて該当する学習の取り組みを記して下さい。

2. 申請受付期間

令和5年1月1日～令和5年2月末日（2ヶ月間）

※同封した返信用封筒の差出有効期間は2月15日までとなっていますが、16日以降も切手を貼らずにそのまま投函してください。

3. 提出書類

- (1) 森林情報士登録更新申請書（様式4） →
- (2) 上記申請書に貼付する登録用写真（1枚）
- (3) 住民票又は免許証のコピー
- (4) 登録更新料払込済証明書（写）

同封した(1)申請書には登録されているお名前や住所等を印字済みです。記載に間違いの無い事を確認いただいてから、表面スソの「自署欄」にお名前を手書きで記入、裏面⑥と⑦の該当箇所に☑を入れ、(2)写真貼付の上、(3)(4)を同封して返信用封筒で期日までにお送りください。

4. 申請受付期間の特例

上記の定められた期間に長期海外出張などで申請手続きができなかった者は、特例として申請期間後にも受け付けます。詳しくは事務局担当へメールなどでお問い合わせ下さい。

5. 登録者名簿への掲載

登録有効期限の満了日までに登録更新を行わない場合は、森林情報士登録者名簿に掲載されませんのでご注意ください。

6. 登録更新料

3,300円（税300円を含む）同封の払込取扱票*（郵便振替）で事前に払込して下さい。

*郵便局の窓口やATMから現金で振り込む場合、令和4年1月17日以降は手数料110円を徴収されますのでご注意願います。
通帳やキャッシュカードを利用して口座から振り込む場合は従来通りです。

なお、複数部門を登録の方は、更新年度に関わらず今回の更新年度に合わせて一括同時更新とします。
登録更新料は今回の1部門料金のみとなります。

7. 申請・問い合わせ先

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地

（一社）日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局（森林情報士担当）

Tel 03-3261-6968 Fax 03-3261-5393 E-mail : mmb@jafta.or.jp

以上

登録更新申請を提出する前に ☑

～ 送付前に、下記申請関係書類に漏れがないか確認をして下さい ～

- 「森林情報士登録更新申請書」 ◎氏名自署欄等、記入漏れはありませんか。
- 「住民票」又は「運転免許証」のコピー
- 「登録用写真」カラー 1枚 ◎申請書の所定場所に糊付けしてありますか。
- 「登録更新手数料払込済証明書」（コピー） ◎申請書に同封して下さい。

※各種様式書は、当協会 Web サイトからダウンロードできます。